

横浜市議会基本条例（素案）に関する市民意見（概要）と本市会の考え方

条例素案全体（34件）

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|----|-----|--|--|
| 1 | 全体 | 条例を作りさえすればうまくいくというものではなく、これらがきちんと機能していくことが重要。(5件) | 本条例は、市会の市長等への監視や評価、政策立案などの役割を果たすことが求められる中で、市会及び市会議員の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めるものであり、これを市民と共有することで、本条例の規定に基づき、活動の一層の充実・活性化に取り組んでまいります。 |
| 2 | 全体 | 条例について市民に知らせることが大切。(1件) | 条例制定後はヨコハマ議会だよりや市会ホームページなどで議会基本条例について積極的に広報を行い、周知を図ってまいります。 |
| 3 | 全体 | 条例を今制定する必要性、メリットがわからない。(4件) | 近年、地方分権が一層進展する状況の中で、市政課題も高度化・複雑化しており、横浜市会が市長等への監視や評価、政策立案などの役割を果たすことが一層求められています。 第1条に本条例の目的として規定しているとおり、市会・市会議員の役割や、市民との関係、市長との関係などの基本的なことを条例に定め、これを市民の皆様と共有することで、議会活動の活性化、豊かな市民生活の実現を図ってまいります。 |
| 4 | 全体 | 前文には、日本国憲法に基づく市長と議会の二元代表制が記載されているが、条文にはその視点が十分に反映されていないように感じる。(1件) | 第5章の議会と市長等との関係において、市長等との関係、地方自治法第96条第2項の議決事件、議会への説明等、監視及び評価、政策立案等を定め、二元代表制の下で、議会の市長等に対する果たすべき役割を規定するとともに、第7章において議会の機能強化について規定するなど、条文においてもその視点を反映していると考えております。 |
| 5 | 全体 | 第10条に記載があるが、情報通信技術等の最新の技術を踏まえた言及が少ないので、新しい技術に対する言及を増やすべき。(1件) | 情報通信技術等の活用については、これまでも市会運営委員会等で協議をし、インターネット、ツイッター、メールマガジン等による情報提供に取り組んできたところですが、いただいたご指摘を踏まえ、第20条に「議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用するものとする」と規定を追加します。 |
| 6 | 全体 | 素案には具体的な記述が少ないので、より具体的にすべき。(5件) | 本条例は、議会と議員の役割・活動原則など、議会に関する基本的なルールを定めるものであり、第31条に規定しているように、詳細な内容については、議会に関する他の条例・規則等において、本条例の趣旨を踏まえて規定することになります。 |
| 7 | 全体 | 素案の第31条にも表れているが、議会基本条例の条文には理念や考え方を示すにとどめ、詳細は別に定める方がよい。(1件) | 本条例は、議会と議員の役割・活動原則など、議会に関する基本的なルールを定めるものであり、会期（第6条）、議員定数（第28条）、議員報酬（第29条）、政務活動費（第30条）等、多くの項目について、別の規定で詳細に定めております。 |
| 8 | 全体 | 「等」の具体的な内容について想定される事項を明示すべき。(2件) | 第2条において、「市長等」、「政策立案等」について定義を行っているほか、必要なものについて、ご指摘を踏まえ、用語の解説を別途お示しする予定です。 |
| 9 | 全体 | 条文の多くの文末が「ものとする」であるが、これは意味のない法律文書の表現のようであり、スマートな条文にしてほしい。(1件) | ある原則や方針を示す場合に用いられる用語であって、必要な表現として使用しているものです。 |
| 10 | 全体 | 「目指す」「努める」という言葉遣いでなく、「実現する」「実行する」という明確な決意を込めた言葉を選ぶべき。(2件) | ご指摘を踏まえ、第2条（基本理念）の表現を「実現する」に修正します。 |

| | | | |
|----|----|--|---|
| 11 | 全体 | 「市会」「市勢」等のなじみの薄い表現を「市議会」「市政」などの表現にするか、説明があるか。 (2件) | 横浜市会では、明治22年に使用された「市会」という呼称を、名古屋、京都、大阪、神戸の4市とともに用いており、「市勢」については、市の各分野の情勢を総合的に見た状態として「市政」と区別して使用しているものであり、ご指摘を踏まえ、用語の解説を別途お示しする予定です。 |
| 12 | 全体 | 「市民」の定義について、国籍、年齢等の基準を示して明確にすべき。 (2件) | 素案の各条文で使用している「市民」という言葉は、横浜市民の意味です。横浜市民は、市内に住所を有する者であり、地方自治法上の「住民」を意味するものと解しております。(自然人の場合は、日本国籍の有無を問いません。) |
| 13 | 全体 | 素案として概ねよい(6件) | ご意見ありがとうございます。 |
| 14 | 全体 | 「開かれた議会(としていく)」という文言が入ったことを評価。(1件) | ご意見ありがとうございます。 |

前文(7件)

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|----|-----|---|--|
| 15 | 前文 | 条例素案では「地方自治の本旨」とうたいながら、「住民自治」には言及せず、地方自治の本旨は「市民福祉の向上」としているが、「地方自治の本旨」として、住民が地方自治の主体であることを明記すべき。(1件) | 第2条(基本理念)において、「市民自治の観点から、真の地方自治の実現を目指す」と規定するように、素案においても「住民自治」の視点を取り入れていると考えております。 |
| 16 | 前文 | 住民投票など市民意見を聞く方法の例を前文と第4章に明記すべき。(1件) | 市民の多様な意見の把握については、第4章第9条に定めており、例として、公聴会及び参考人の制度等の活用にも努めると定めております。 |
| 17 | 前文 | 横浜市には多くの外国籍の市民がいるため、外国籍の市民の意見を聞く、議会で議論していくことを前文と第4章に明文化すべき。(1件) | 素案の各条文で使用している「市民」という言葉は、横浜市民の意味です。横浜市民は、市内に住所を有する者であり、地方自治法上の「住民」を意味するものと解しております。(自然人の場合は、日本国籍の有無を問いません。) したがって、外国籍の方も含めて、市民の意見等を把握する旨を規定しており、ご指摘の趣旨については、条文に反映されていると考えております。 |
| 18 | 前文 | 「前文」の「市民」を「日本国の主権者たる市民」に、「住民」を「日本国の主権者たる市民」に修正し、横浜市民である前に日本国民であることを明記すべき。(1件) | 素案の各条文で使用している「市民」という言葉は、横浜市民の意味です。横浜市民は、市内に住所を有する者であり、地方自治法上の「住民」を意味するものと解しております。(自然人の場合は、日本国籍の有無を問いません。) |
| 19 | 前文 | 「主権」とは国民が完全に保持するものであるもので、「前文」の「地方分権社会」を「地方自立社会」に修正すべき。(1件) | 本条例においては、地域のことは、地方公共団体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に、地域の実情に沿った行政を行っていく社会という趣旨で「地方分権社会」という語を用いております。 |
| 20 | 前文 | 第31条に「最高規範性」を明示すると、上位規範たる憲法及び法律との階層性に矛盾が生じるため、前文又は第1条の目的に上位規範たる憲法及び法律を遵守することについて明記すべき。(1件) | 地方自治法第14条第1項では、「法令に違反しない限り」条例を制定することができることとされており、憲法及び法律は当然に遵守することとなります。 |
| 21 | 前文 | 前文は理念として賛成。(1件) | ご意見ありがとうございます。 |

第1章 総則（第1条・第2条）（5件）

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|----------|------------|--|---|
| 20 再掲 | 第1条 | 第31条に「最高規範性」を明示すると、上位規範たる憲法及び法律との階層性に矛盾が生じるため、前文又は第1条の目的に上位規範たる憲法及び法律を順守することについて明記すべき。(1件) | 地方自治法第14条第1項では、「法令に違反しない限り」条例を制定することができることとされており、憲法及び法律は当然に遵守することとなります。 |
| 22 | 第1条 | 第1条（目的）の「市勢の発展」を「日本国及び市勢の発展」と修正し、横浜市である前に、日本国であることを示すべき。(1件) | 我が国で最大の人口を有する市である本市勢の発展という表現には、ご指摘の趣旨が含まれるものと考えております。 |
| 23 | 第2条 | 第2条（基本理念）における「市民自治」というコンセプトは曖昧なので、「市民自治の観点から」という文言を削除すべき。(1件) | 市民の意思と責任において行われる市民自治という観点は本条例において必要かつ重要なものと考えております。 |
| 24 | 第1条 第2条 | 第1条（目的）、第2条（基本理念）について賛成。(2件) | ご意見ありがとうございます。 |

第2章 議会及び議員（第3条・第4条）（10件）

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|----|------------|---|--|
| 25 | 第3条 | 第3条第1項に議会の役割、義務として、(1) 議論により市民意見の合意形成を行うこと、及び、(2) 市民の意見を行政や議会に反映することを加えるべき。(1件) | ご指摘を踏まえ、第3条第2項に議会の活動原則として、「議会としての合意形成を目指して審議を尽くすこと」との規定を追加します。 なお、市民意見の反映については、第4条第1項第3号に議員の役割として、「市民の多様な意見等を市政に反映させること」と規定しております。 |
| 26 | 第3条 | 第3条第1項第6号には「政策提携、相互理解、親善等を深めるため、国内外の都市間交流を行うこと」とあるが、これは、手段であり役割ではないので不要と考える。(1件) | 本規定については、議会の役割として必要かつ重要なものと考えております。 |
| 27 | 第4条 | 第4条第1項第3号には、「各区の実情等の把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること」とあるが、市民の意見を市政に反映するのは手段ではなく役割だと考える。(1件) | ご指摘のとおり、本規定については、議員の役割として規定しております。 |
| 28 | 第4条 | 第4条第2項第3号で「議員は議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること」とあるが、具体的に何が実施されるのか分からない。例示があると分かりやすい。(1件) | 議会及び議員活動の報告については、これまでも議員又は会派単位において取り組んでいるほか、ヨコハマ議会だよりや市会ホームページ、インターネット中継、テレビ番組等においても、積極的に広報を行ってきたところです。今後も適切な議会情報を発信提供し、市民が議会に関心を持つ取り組みを実施してまいります。 |
| 29 | 第4条 | 議員の役割及び活動原則に、会議等への出席を義務付け、その出欠状況を議会広報で公開・開示対象とするほか、公開時出席率ワースト10位は戒告を行う旨を規定すべき。(1件) | 第4条第1項には、議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、(1) 議案等の審議及び審査を行うこと等と規定しております。なお、議員に対して出席率に基づき処分を行う旨を規定することは、現在考えておりません。 |
| 30 | 第3条 第4条 | 第3条第2項第1号、第4条第2項第2号等に、市民の意見の把握と市政への反映、透明性、公開等がうたわれているが、文字どおり市民の声を市政に反映させる運営を望む。(1件) | ご指摘のとおり、本条例の趣旨を踏まえ、市民の声を市政に反映させる運営に努めてまいります。 |
| 31 | (第2章) | 議員に一定数の女性議員が占めるように数値目標を加えるべき。(1件) | 市会議員の選挙は、地方自治法第17条に基づき行われるものです。 |

| | | | |
|----|-------|--|---|
| 32 | (第2章) | 議会・議員へのチェック機能について記載がないため、条例に明記すべき。(1件) | ご指摘のような議会・議員の評価と公表については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、組織として合議体である議会及び公選職である議員を評価することには課題があると考えております。 |
| 33 | (第2章) | 第3条(議会の役割及び活動原則)、第4条(議員の役割及び活動原則)について賛成。(2件) | ご意見ありがとうございます。 |

第3章 議会運営(第5条～第8条) (7件)

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|----|-------|--|---|
| 34 | 第6条 | 第6条の会期について、通年議会になるのか現行のままであるのか等、具体的に示すべき。(1件) | 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、会期は現行どおりとし、横浜市会の定例会の回数を定める条例に基づき、年4回と定めておりますが、会期設定の方法にとらわれず、十分に審議等を尽くすことができる会期を定めるとしたものです。 |
| 35 | 第6条 | 通年議会の規定がない。(1件) | 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、会期は現行どおりとすることが決定されております。 |
| 36 | 第7条 | 大都市横浜市において、市民代表の議会と有権者の間に大きな乖離があり、より市民に近い議会になるように、例えば、18区ごとの特別委員会の開催、議員間討論の開催等について規定すべき。(1件) | 本条例では、第3条、第4条において、「各区の実情把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること」等の議会・議員の活動原則を明記しており、さらに、第21条においては現行制度における区行政との関わりを明記しております。今後も大都市制度等の議論を踏まえ、区行政との関わりについては協議する必要があると考えております。 また、議員間討論については、これまでも必要に応じて実施してきたところですが、本条例においても第4条第2項第2号及び第7条第2項に規定しております。 |
| 37 | 第8条 | 議員が個々に市民から信託されて選ばれていることから、会派に関する規定は削除すべき。(1件) | 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において会派のあり方と活動について協議した結果、市会運営委員会申し合わせ・確認事項の「会派に関する要項」に加え、議会活動のための会派結成、政策立案・決定・提言等における会派間調整、合意形成に努めることとすることが決定されており、本規定は、本市会における会派のあり方を規定するものと考えております。 |
| 38 | 第8条 | 第8条第1項に、「また議員は議員個人として固有の権利を持ち、会派の持ついかなる権利よりも下回るものではない。」と加えるべき。(1件) | 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において会派のあり方と活動について協議した結果、市会運営委員会申し合わせ・確認事項の「会派に関する要項」に加え、議会活動のための会派結成、政策立案・決定・提言等における会派間調整、合意形成に努めることとすることが決定されており、本規定は、本市会における会派のあり方を規定するものと考えております。 |
| 39 | (第3章) | 少数派の人にも必要な時間をたっぷり保障することが大事。(1件) | 発言持時間のあり方については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会の協議結果を受けて、現在、市会運営委員会において、協議を行っているところであり、現状の発言持時間は議員の人数割に基づいて算定しております。 |

| | | | |
|----|-------|--------------------|---|
| 40 | (第3章) | 一問一答について規定がない。(1件) | 質疑・質問の形態については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において一括方式、分割方式、一問一答方式の質問形態を選択することについて協議し、一括方式と分割方式の選択制として実施することが決定されており、その実施方法について市会運営委員会において、協議を行っているところです。 |
|----|-------|--------------------|---|

第4章 市民と議会（第9条～第11条）（52件）

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|----|------|--|--|
| 41 | 第9条 | 議会報告会など市民との意見交換の場を設置・規定すべき。(12件) | これまでも議員又は会派単位において議会及び議会活動の報告について取り組んでいるほか、ヨコハマ議会だよりや市会ホームページ、インターネット中継、テレビ番組等においても、積極的に広報を行ってきたところです。また、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において市民意見の聴取方法、議会活動情報の提供について協議した結果、適切な議会情報を発信提供し、市民が議会に関心を持つ取り組みから実施することが決定されておりますが、広報・広聴のあり方については、今後も常に検討していく課題と考えております。 |
| 42 | 第9条 | 請願・陳情者の口頭陳述を認めるべき。(6件) | 請願・陳情者の意見陳述については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、請願を審査する常任委員会等が効率的・効果的な審査の観点から、実施方法を含め判断すべきことであると決定されております。 |
| 43 | 第9条 | 「請願」及び「陳述」に関する条項がない。これらなくして市民参加型の議会運営はありえない。(1件) | 請願・陳情については、第3条第1項第2号の「議案等」に含まれ、その審議及び審査を議会の役割と位置づけているほか、地方自治法の規定に基づき、横浜市会会議規則等にその取り扱いについて位置づけております。 |
| 44 | 第9条 | 公聴会と学識経験者等の活用については、広く多様な声を丁寧に汲み取るなら有意義だが、市民とほとんど関係ないところで進められるので、形だけやったアリバイ的なものとして受け止めており、期待できない。(1件) | 公聴会については、市民の多様な意見等を、議案等の審議及び審査等に反映させるために開催するものであり、学識経験者等の活用は、会議等における審議の充実、市長等の事務に関する調査等のために行うものであり、いずれも活用に努めてまいります。 |
| 45 | 第9条 | 第9条（市民との関係）について、何か改善の成果を検証できる仕組みや指標を設け、その進捗を公表する「義務」を載せるべき。(1件) | 市民の多様な意見等を、議案等の審議及び審査に反映させるために行う公聴会は公開で行われ、参考人の制度の活用の際にはインターネット中継が行われるなど、制度の活用状況については公表されておりますが、ご指摘の点については今後の検討の課題とさせていただきます。 |
| 46 | 第9条 | 市民の意見をどのように議会に反映させるか具体的に規定すべき。(4件) | 市民の意見を把握し、議会に反映するための具体的な方法については、第9条において公聴会及び参考人制度等の活用にも努めると規定しているほか、請願・陳情、市民意見募集等の手段があり、議会の基本的事項を定める本条例においては記載してはおりませんが、様々な手段が運用されております。 |
| 47 | 第10条 | 活動の内容を適時、市民に知らせる広報・広聴の充実、情報の公開をより積極的にされたい。(2件) | これまでも、ヨコハマ議会だよりや市会ホームページ、インターネット中継、テレビ番組等、広報・広聴の充実、情報の公開に努めておりますが、第10条第2項に規定しているように、広報・広聴の内容・あり方については、常に検証し、一層の充実に努めてまいります。 |

| | | | |
|------|-------|--|---|
| 48 | 第10条 | 第10条第1項に「そのため議会に議員による広報委員会を設置する」という文言を追加すべき。(1件) | これまでも、議員を構成員とするヨコハマ議会だより編集会議において、ヨコハマ議会だよりや定例会周知用ポスター等の作成・配布について協議しておりますが、第10条第2項に規定しているように、広報・広聴の内容・あり方については、常に検証し、一層の充実に努めてまいります。 |
| 49 | (第4章) | 日曜議会の規定がない。(1件) | 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、市民が傍聴しやすい休日、夜間議会の開催について協議した結果、実施の意義、その効果及び職員体制、実施経費など課題があることから、新たに常任・特別委員会等のインターネット中継を実施し、本市会のすべての審議・審査をいつでもどこでも視聴できるようにすることを決定し、平成25年9月から実施しております。 |
| 50 | (第4章) | 直接請求に関する規定がない。(1件) | 直接請求は、地方自治法上、市長、監査委員、選挙管理委員会に対して行われるものであり、現状では本条例に規定することは考えておりません。 |
| 16再掲 | (第4章) | 住民投票など市民意見を聞く方法の例を前文と第4章に明記すべき。(1件) | 市民の多様な意見の把握については、第4章第9条に定めており、例として、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めると定めております。 |
| 17再掲 | (第4章) | 横浜市には多くの外国籍の市民がいるため、外国籍の市民の意見を聞く、議会で議論していくことを前文と第4章に明文化すべき。(1件) | 素案の各条文で使用している「市民」という言葉は、横浜市民の意味です。横浜市民は、市内に住所を有する者であり、地方自治法上の「住民」を意味するものと解しております。(自然人の場合は、日本国籍の有無を問いません。)したがって、外国籍の方も含めて、市民の意見等を把握する旨を規定しており、ご指摘の趣旨については、条文に反映されていると考えております。 |
| 51 | (第4章) | 委員会などを傍聴していても、ほとんど発言をしない議員もいて、その議員が任期中にどんな仕事をしたのかわからない。毎年全員が自分の活動について報告する規定がほしい。ヨコハマ議会だよりはそのためにあるのではないか。(1件) | 議会活動の報告についてですが、これまでも議員又は会派単位において議会及び議会活動の報告について取り組んでいるほか、ヨコハマ議会だよりや市会ホームページ、インターネット中継、テレビ番組等においても、積極的に広報を行ってきたところです。今後も適切な議会情報を発信提供し、市民が議会に関心を持つ取り組みから実施してまいります。 |
| 52 | (第4章) | 議案等に対する賛否は、議案の内容も分かり易く記述して議員毎で公開する旨、規定すべき。(1件) | 議案等に対する賛否は、会派ごとに、ヨコハマ議会だより、市会ホームページにおいて公開するとともに、議案の内容は市会ホームページ、市民情報室等で公開しております。第10条第2項に規定しているように、広報・広聴の内容・あり方については、常に検証し、一層の充実に努めてまいります。 |
| 53 | (第4章) | 会議の原則公開を明記し、全委員会の直接傍聴を認めるべき。(8件) | 本会議及び予算・決算特別委員会の局別審査においては、直接傍聴を実施しておりますが、その他の委員会傍聴の実施については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、市民に開かれた議会としていく上で、できる限りの対応を図っていくことが求められていることから協議を重ねた結果、委員会室の狭隘、導線の確保、市長部局の出席者数など運営上の課題があることから取り扱いは現行どおりとし、当面はインターネット中継の実施を優先することとしております。 |
| 54 | (第4章) | 「開かれた議会」という言葉を第4章に明記すべき。(1件) | 条例制定の背景・決意を記載している前文において、「開かれた議会」という言葉を明記したことを受けて、第4章においては、市民の多様な意見等の把握・活動への反映、広報・広聴の充実、情報の公開についてそれぞれ定めております。 |

| | | | |
|----|-------|--|---|
| 55 | (第4章) | 予め会議の日程、議題を市民に周知すること、インターネットで会議の生中継や録画中継を実施する等、積極的な情報公開の仕組みがあることはよい。(1件) | 御意見ありがとうございます。 |
| 56 | (第4章) | 傍聴者へのわかりやすい資料配布や会議の写真撮影・録音など、情報公開について改善すべき。(2件) | これまでも情報公開については順次改善を図ってきたところであり、委員会のモニター視聴室への閲覧用資料の配置、本会議傍聴者への質問者等一覧の配布等に加えて、平成24年12月からは質疑・質問通告のホームページへの事前掲載を、平成25年9月からは常任・特別委員会のインターネット中継を開始したところですが、引き続き、会議等で用いた議案や資料等について、積極的かつ速やかに公開できるよう努めてまいります。 |
| 57 | (第4章) | 情報公開の規定に具体性がない。(1件) | 第11条では、会議等の日程、議題等の市民への周知、インターネット中継及び録画中継の実施、会議等で用いた議案、資料等及び会派等における議案等の賛否の積極的かつ速やかな公開等を挙げておりますが、今後も積極的な情報公開に向けて検討してまいります。 |
| 58 | (第4章) | 第9条(市民との関係)、第11条(情報の公開)について賛成。(5件) | ご意見ありがとうございます。 |

第5章 議会と市長等との関係(第12条～第16条) (8件)

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|----|------|---|--|
| 59 | 第12条 | 議会から市長に対する抑止力、市長から議会に対する抑止力を働かせる機能について言及がない。(1件) | 前文において、「議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められている」とうたっております。 |
| 60 | 第12条 | 第12条中の「市民福祉の向上」は、この他例えば、文化、体育、スポーツ、芸術等多面的な事項を追加することを検討されたい。(1件) | 「市民福祉の向上」の表現には、ご指摘の事項の趣旨も含まれると考えております。 |
| 61 | 第12条 | 第12条に、福島県議会基本条例第7条のように、「互いを尊重し、共通の目標である」市民生活の向上のためといった視点を盛り込めないか。(1件) | 第12条は、前文において「議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められている」とうたっていることを受けて規定されているもので、ご指摘の視点は含まれていると考えております。 |
| 62 | 第12条 | 二元代表制に向けて議会と市長との関係を官僚的にせず、市民への真摯な対応を示すべき。(1件) | 議会と市長との関係については、第12条の規定に加えて、第2条で「議会は、市長その他の執行機関と対等の立場にある合議制の議事機関であり、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言及び決定に係る機能を有する機関として、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治の実現を目指す」としており、ご指摘の趣旨を踏まえて対応してまいります。 |
| 63 | 第13条 | 第13条に議決すべき事件を追加することは、二元代表制における市長の権限を侵すものなので、市長と十分な議論が必要であると規定すべき。 また、議決すべき事件の第3号については、専門性から附属機関で有識者による審議や市民意見募集などの手続きを経ていけば、広く意見は反映されているので、あえて議決する必要はない。(1件) | 本条文は、地方自治法第96条第2項の規定に基づいて議決すべき事件を追加するものであり、市長の権限を侵すものではありません。 また、第3号の運用については、個別の事件ごとに議決の要否を判断していくこととしております。 |

| | | | |
|----|------|---|--|
| 64 | 第14条 | 議会基本条例は、議会のことを規定している条例なのに、第14条の主語が「市長等」となっているのに違和感がある。(2件) | 前文において「市民と市長その他の執行機関との関係において、横浜市会及び横浜市議員が果たすべき役割等を明確にし」とあるように、本条例は議会と市長等との関係を明らかにする性格を持つものです。第14条では、市長等の責務を規定しているため、主語を「市長等」としております。 |
| 65 | 第14条 | 第14条について、議会基本条例なので、「市長」に義務を課す表現よりも、議会の姿勢を示し、市長がそれに応える形がよいので、「議会は、市長に対して〇〇について説明を求めるものとする」又は「市長は、議会からの〇〇の説明の求めに対し、誠実に対応するものとする」と修正できないか。(1件) | 前文において「市民と市長その他の執行機関との関係において、横浜市会及び横浜市議員が果たすべき役割等を明確にし」とあるように、本条例は議会と市長等との関係を明らかにする性格を持つものです。第14条では、市長等の責務を規定しているため、主語を「市長等」としております。 |

第6章 議会の災害対応（第17条～第19条）（8件）

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|----|-------|--|---|
| 66 | 第19条 | 第19条の災害時対応は普段からの取り組みにしておくべき。(1件) | ご指摘のとおり、日常から本規定の内容を心がけて取り組んでまいります。 |
| 67 | (第6章) | 第19条第2項、第3項程度の活動は役所に任せて、議員は第17条、第18条を強力かつ迅速に推進する一員となるべき。(1件) | 第19条の規定は、大規模災害時に様々な状況が想定される中で、第18条の災害時の議会の役割の規定に加えて、災害時の議員の役割を規定するものです。 |
| 68 | (第6章) | 首都直下型地震が発生した際の対応や権限についてあらかじめ定めておくべき。(2件) | 本条例は、議会と議員の役割・活動原則など、議会に関する基本的なルールを定めるものであり、本条例の規定を踏まえ、首都直下型地震が発生した際の対応や権限について、運用等を検討してまいります。 |
| 69 | (第6章) | 第6章には危機管理体制の整備に努める具体的な中味を議会の仕事として明記すべき。(1件) | 本条例は、議会と議員の役割・活動原則など、議会に関する基本的なルールを定めるものであり、具体的な内容については、本条例を踏まえて運用等を検討してまいります。 |
| 70 | (第6章) | 第6章について、災害時の対応は重要なので、本章で終わらせるのではなく、さらに議論してほしい。特に市長との協力や市の防災計画との関係性を示してほしい。(1件) | 本条例は、議会と議員の役割・活動原則など、議会に関する基本的なルールを定めるものであり、本条例を踏まえて、災害時の対応について、運用等を検討してまいります。 |
| 71 | (第6章) | 災害の対応など、市民のかかわりが深い点に特に書かれていて、市民と近い議会を目指している様が伝わり、よい。(1件) | ご意見ありがとうございます。 |
| 72 | (第6章) | 地震・火山活動の研究の中では、「大規模災害」とは言うが、「危機管理」とはあまり言わない。(1件) | ご指摘を踏まえ、第17条の表現を、「危機管理体制」から「災害時の体制」と修正しました。 |

第7章 議会の体制整備（第20条～第26条）（21件）

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|----|------|--------------------------------|---|
| 73 | 第20条 | 第20条にもっと具体的な情報を記載すべきではないか。(1件) | 第20条は、議会の機能強化に関する基本的な考え方を規定したものであり、具体的な内容については、第21条以下に示しております。本条例は議会に関する基本的なルールを定めるものであるため、更に具体的な内容については、別途検討してまいります。 |

| | | | |
|----------|------|---|---|
| 74 | 第20条 | 第20条などについて、議会基本条例なので「機能を強化する」という具体的なことを示すより、「議会の能力向上のため常に努力する、見直しをする」といった表現にし、強化する事項は個別に毎回、決議する方がよい。(1件) | 第20条で、議会の機能強化に関する基本的な考え方を規定しております。その上で、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、議会機能を強化するため、議会・議員の体制について協議した結果、議会活動の必要に応じ、附属機関や調査機関・検討会及び公聴会、参考人招致などの制度による学識経験者、専門家など外部有識者の知見を活用することが決定されたことに伴い、第21条以下で規定しているものです。 |
| 75 | 第21条 | 「区づくり推進横浜市議員会議」は評価できる。(1件) | ご意見ありがとうございます。 |
| 76 | 第21条 | 「区づくり推進横浜市議員会議」について、同会議について情報公開と市民参加を明記すべき。(2件) | 区づくり推進横浜市議員会議の運営については、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会の協議の結果、会議の議事録を作成の上議長に提出し、議長は議事録を公開することを決定しました。会議の公開については、市民局及び各区と調整を行っています。 |
| 36 再掲 | 第21条 | 大都市横浜市において、市民代表の議会と有権者の間に大きな乖離があり、議会基本条例の制定で、その欠点をカバーし、より市民に近い議会になるように、例えば、18区ごとの特別委員会の開催、議員間討論の開催等について規定すべき。(1件) | 本条例では、第3条、第4条において、「各区の実情把握に努め、市民の多様な意見等を市政に反映させること」等の議会・議員の活動原則を明記しており、さらに、第21条においては現行制度における区行政との関わりを明記しています。今後も大都市制度等の議論を踏まえ、区行政との関わりについては協議する必要があると考えています。 また、議員間討論については、これまでも必要に応じて実施してきたところですが、本条例においても第4条第2項第2号及び第7条第2項に規定しております。 |
| 77 | 第21条 | 第21条第1項及び第2項について賛成。(1件) | ご意見ありがとうございます。 |
| 44 再掲 | 第22条 | 公聴会と学識経験者等の活用については、広く多様な声を丁寧に汲み取るなら有意義だが、市民とほとんど関係ないところで進められるので、形だけやったアリバイ的なものとして受け止めており、期待できない。(1件) | 公聴会については、市民の多様な意見等を、議案等の審議及び審査等に反映させるために開催するものであり、学識経験者等の活用は、会議等における審議の充実、市長等の事務に関する調査等のために行うものであり、いずれも積極的な活用に努めてまいります。 |
| 78 | 第23条 | 二元代表制の下、原則として、議員が個々に市民から信託されて選ばれていることから、議員連盟に関する規定は削除すべき。(1件) | 議員連盟は、第23条に規定するとおり、特定の市政の課題等について共同して調査研究を行うことを目的としたものであり、横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会で議会・議員活動における議員連盟のあり方について協議した結果、議員の活動として、目的達成に向け効率・効果的に行うことを決定したことを受けて条文に規定しております。 |
| 79 | 第24条 | 第24条の議員派遣について、その報告を議会であることを義務化し、調査が妥当であるかを大学教授やシンクタンクの研究者にチェックさせる制度を構築すべき。(1件) | 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会における協議の結果、報告書の公開については、現行どおり、市会ホームページへ掲載するほか、市民情報センターでの閲覧に供することで、市民への情報提供及び議員間での情報共有を図っていくことが決定されております。 |
| 80 | 第24条 | 第24条の研修及び調査研究について、経費に上限が必要であり、また、全経費を支給するのではなく、折半にすべき。(1件) | 議員派遣は、地方自治法第100条第13項で規定された議会の活動であり、全経費を支給することが適当です。なお、「横浜市議員の海外視察取扱い要綱」により、旅費限度額が定められております。 |
| 81 | 第24条 | 休会中の視察費用の50%を自己負担とすべき。(1件) | 議員派遣は、地方自治法第100条第13項で規定された議会の活動であり、全経費を支給することが適当です。 |

| | | | |
|----|-------|---|---|
| 82 | 第26条 | 図書室は一般にも開放されるべき。(3件) | <p>第26条に規定しているように、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図ってまいります。</p> <p>なお、新市庁舎整備に向けた議会棟のあり方調査会の答申において、新市庁舎の整備にあわせ、議会図書室は市民開放を行うことが記載されており、今後具体的な検討を進める予定です。</p> |
| 83 | 第26条 | 第26条の議会図書室の適正な管理運営について、民間及び外部からのチェック機能を活用するために、図書館情報学者や政治学者で構成された第三者機関を設置し、毎週意見交換をする場を設けることが重要。(1件) | <p>横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、議会局体制について協議した結果、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び必要な人材の配置・育成を進めていくことを決定しており、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図ってまいります。</p> |
| 84 | 第26条 | 第26条の議会図書室の強化に関して、県の公文書館との連携状況と今後の方針を明らかにしてほしい。(1件) | <p>県の公文書館との連携はこれまでのところ特段ありません。</p> |
| 85 | 第26条 | 議員が利用できる図書その他の資料は市民が提供するものもあるので、「共有情報資産」の概念を盛り込むべき。(1件) | <p>横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、議会局体制について協議した結果、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び必要な人材の配置・育成を進めていくことを決定しており、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図ってまいります。</p> |
| 86 | 第26条 | 第26条の議会図書室の強化について、インターネットで十分のため、議会図書室は不要と考える。(1件) | <p>横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、議会局体制について協議した結果、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び必要な人材の配置・育成を進めていくことを決定しており、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図ってまいります。</p> <p>なお、議会図書室は、議員の調査研究に資するため、法律で地方議会に設置が義務づけられているものです（地方自治法第100条第19項参照）。</p> <p>《地方自治法第100条》 第19項 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。</p> |
| 87 | 第26条 | 議会と市長とのバランスを確保するため、第26条（議会図書室の強化）に議会図書室に市立図書館の司書を配置するなど、市立図書館からの支援について明記すべき。(1件) | <p>横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において、議会局体制について協議した結果、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び必要な人材の配置・育成を進めていくことを決定しており、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化を図ってまいります。</p> |
| 88 | (第7章) | 首都圏の指定都市（さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市）との連携を強化する条項を入れてほしい。(1件) | <p>ご指摘を踏まえ、第7章に「議会は、大都市特有の課題の解決に資するため、他の指定都市（法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の議会との政策連携、情報交換等を推進するものとする」との規定を追加します。</p> |

第8章 政治倫理等（第27条～第30条）（24件）

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|----|------|---|--|
| 89 | 第27条 | 議員は税金を使って活動している以上、市民に積極的に情報を開示して透明性を図り、税金を使っている意識を持って、費用対効果を考えながら活動することを明記すべき。(1件) | 第27条において、「議員は、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努め、公正かつ誠実に職責を全うするとともに、市民の代表として良心及び責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努める」、第30条第1項において「会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を十分に確保する」、第4条第2項第3号において、「自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明する」と規定しており、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。 |
| 90 | 第27条 | 第27条は非常に大切なので「努めるものとする」という文言を「しなければならない」と修正すべき。また「職責を全うしない議員は、自ら辞職する」、「議会は、そのような議員を失職させる」という規定を追加してほしい。(1件) | 第27条において、「議員は、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努め、公正かつ誠実に職責を全うするとともに、市民の代表として良心及び責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努める」、第4条第2項第3号において、「自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明する」と規定しており、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。 |
| 91 | 第27条 | 第27条に「品位」とあるが、品位のない議員への罰則はないのか。また、品位には基準があるのか。(1件) | 「品位」について明確な基準はありませんが、横浜市会会議規則において「品位の保持」「議場内の服装」などの規定があります。また、地方自治法及び会議規則等に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができる規定があります。 |
| 92 | 第27条 | 第8章の政治倫理等に、議会での野次に罰則をつけることを規定すべき。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |
| 93 | 第28条 | 議員定数を減らすべき。(3件) | 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会における協議の結果、平成27年改選に向けての議員定数は、「遅くとも平成26年第4回定例会までに団長会議及び市会運営委員会において、平成22年国勢調査の確定値に基づく新たな各選挙区選出議員数等の必要な条例改正を行うこと」が決定されており、具体的には今後決定してまいります。 なお、平成23年改選においては、議員定数を92人から6人減らし86人としました。 |
| 94 | 第28条 | 議員定数を他の指定都市の人口当たりの平均値まで増員すべき。(1件) | 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会における協議の結果、平成27年改選に向けての議員定数は、「遅くとも平成26年第4回定例会までに団長会議及び市会運営委員会において、平成22年国勢調査の確定値に基づく新たな各選挙区選出議員数等の必要な条例改正を行うこと」が決定されており、具体的には今後決定してまいります。 |
| 95 | 第28条 | 第28条の「意見等」を「意見要望等」に、「果たすべき議員定数を考慮し」を「果たすために市民から意見等を聴取し議員定数を定め」とそれぞれ修正すべき。(1件) | 「意見等」の「等」の中に、「要望」という趣旨も含まれると考えております。 また、議員定数については、議会として、その責務を果たすべき議員数を考慮し、別に条例で定めてまいります。 |
| 96 | 第28条 | マナーを避けるためにも再選は3回まで（計4期・16年）を上限とすべき。(1件) | 現時点において、上限の設定は考えておりません。 |

| | | | |
|-----|--------------|---|---|
| 97 | 第28条 | 第28条に「平等の理念」を追加すべき。(1件) | 本市会においては、公職選挙法第15条第8項の規定に基づき、人口に比例して、横浜市議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例において、選挙区ごとに選挙すべき議員数を定めており、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。 |
| 98 | 第29条 | 議員の収入、支出、資産、負債を明らかにしてほしい。(1件) | 議員の資産等については、政治倫理の確立のための横浜市議員の資産等の公開に関する条例に基づき、報告書を公開しております。 |
| 99 | 第29条 | 議員報酬の10%カットを見直すべき。(1件) | 平成25年7月から、横浜市市会議員の議員報酬及び期末手当の臨時特例に関する条例に基づいて行われている議員報酬等の10%削減措置については、同条例の失効期日である平成26年3月末で終了する見込みです。 |
| 100 | 第29条 第30条 | 議員報酬と政務活動費を引き下げるべき。(3件) | 議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、横浜市の財政規模、事務の範囲、議会及び議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、議論するべきであることを踏まえ、そのあり方や適正額について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、同委員会の議論を経た後、必要に応じて別途協議することが決定されております。 また、政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を充実強化するために必要なものですが、その使途基準やあり方について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、地方自治法の改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として使途基準が条例に明記されたこと、また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりの取り扱いとすることが決定されております。 |
| 101 | 第29条 第30条 | 第30条の政務活動費に関して、使途の透明性については、賛成だが、各議員の議員報酬額及び政務活動費について、インターネットで公開することを希望する。(1件) | 政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を充実強化するために必要なものですが、その使途基準やあり方について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、地方自治法の改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として使途基準が条例に明記されたこと、また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりの取り扱いとすることが決定されております。 |
| 102 | 第30条 | 第30条の「政務活動費の使途の透明性を十分に確保する」を「政務活動費の公開、透明性を保持し市民が納得できる使途に心掛ける」と修正すべき。(1件) | 第30条に加えて、第4条第2項第3号において、議員は自らの資質の向上に不断に努めるとともに、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明することと規定されていることから、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。 |
| 103 | 第30条 | 第30条（政務活動費）について「透明性を十分に確保する」という表現では曖昧である。その使途や成果について報告義務がないが、政務活動費はその目的について公表すべき。(1件) | 政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を充実強化するために必要なものですが、その使途基準やあり方について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、地方自治法の改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として使途基準が条例に明記されたこと、また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりの取り扱いとすることが決定されております。 |

| | | | |
|-----|-----------|---|--|
| 104 | 第30条 | 第30条第1項の「活性化を図る」という文言を「役割を果たす」に修正すべき。(1件) | 政務活動費は、平成12年の地方自治法改正において、地方議会の活性化に資することを目的に導入（当時は政務調査費）されたものであり、目的は現行どおりと考えております。 |
| 105 | 第30条 | 政務活動費を新設しようとしているが、現状でも十分に活動はできるはず。(1件) | 政務活動費は、平成24年9月の地方自治法改正に伴い、従来の政務調査費から、名称等が変更されたものです。 |
| 106 | 第28条～第30条 | 議員定数、議員報酬、政務活動費の3項目の決定については、市民の意見を参考にすべき。(1件) | 議員定数については、議会として、その責務を果たすべき議員数を考慮し、別に条例で定めてまいります。 議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、横浜市の財政規模、事務の範囲、議会及び議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、議論するべきであることを踏まえ、そのあり方や適正額について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、同委員会の議論を経た後、必要に応じて別途協議することが決定されております。 政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を充実強化するために必要なものですが、その用途基準やあり方について横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会において協議した結果、地方自治法の改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として用途基準が条例に明記されたこと、また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりの取り扱いとすることが決定されております。 |
| 107 | (第8章) | 議員の機密保持義務について明記し、違反した者に対する罰則を設けるべき。(1件) | 本条例第27条において、議員は公正かつ誠実に職責を全うすると規定しております。 |
| 108 | (第8章) | 費用弁償を即刻廃止すべき。(1件) | 費用弁償は、議会活動において議員が職務の執行などに要した経費を支給するとして地方自治法の規定に基づいて、横浜市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づき支給されるものです。 |

第9章 補則（第31条・第32条）（8件）

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|------|------|--|--|
| 20再掲 | 第31条 | 第31条に「最高規範性」を明示すると、上位規範たる憲法及び法律との階層性に矛盾が生じるため、前文又は第1条の目的に上位規範たる憲法及び法律の順守することについて明記すべき。(1件) | 地方自治法第14条第1項では、「法令に違反しない限り」条例を制定することができることとされており、憲法及び法律は当然に遵守することとなります。 |
| 109 | 第32条 | 社会も人も国も変化やスピードが早い中、不断の検証・条例の見直し等を規定している点はよい。(1件) | ご意見ありがとうございます。 |
| 110 | 第32条 | 議会基本条例の検証と見直しについては、定期的に又は期限を切って行うことや、議会基本条例推進委員会等を設置して行うことを規定すべき。(3件) | 横浜市会では、改選ごとに各会派等から提出された議会運営上の課題等について検討を行ってまいりましたが、条例制定後も改選時や、必要に応じて課題等について検討し、条例改正を行ってまいります。 |
| 111 | 第32条 | 第9章の補則について、議会基本条例の検証や見直しには、情報公開と市民参加を明記した方がよい。(2件) | 議会基本条例の見直し等については、第32条に規定のとおり、「市民の意見、社会情勢その他状況の変化を踏まえ」ることを規定しております。 また、横浜市会では、改選ごとに各会派等から提出された議会運営上の課題等について検討を行ってきており、条例制定後も改選時や、必要に応じて課題等について検討し、条例改正を行ってまいります。 |

| | | | |
|-----|-------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 112 | (第9章) | 第32条の見出しを「見直し等」から「本条例の見直し」に修正すべき。(1件) | 現行の見出しにおいて、ご指摘の趣旨は含まれていると考えております。 |
|-----|-------|---------------------------------------|-----------------------------------|

素案の内容以外に関するもの(18件)

| 項目 | 条文等 | 意見の概要 | 市会の考え方 |
|-----|-----|---|---|
| 113 | その他 | たまたま地区センターで目にしたので応募できたが、大事なことについて意見を広く求めるにはもっと気を遣ってほしい。(1件) | 今回の市民意見募集については、各区役所、図書館、地区センター、地域ケアプラザ等の市施設約420箇所で募集案内の配布を行ったほか、市会ホームページへの掲載、テレビ番組での紹介や新聞掲載等報道機関への情報提供などを通じて周知を行い、議員においても、市民意見募集の周知に努めてきたところです。今後とも、広く皆様から御意見を伺う際には、積極的な周知に努めて参ります。 |
| 114 | その他 | 市民不在の素案作成プロセスの抜本的見直しを強く求める。(1件) | 横浜市会では、平成23年5月から「横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会」を設置し、モニター視聴可能で会議録も公開される委員会における2年間の調査・検討を経て、議会基本条例の制定に向けて市会運営委員会において協議してきました。両委員会の記録や配付資料については市会ホームページ等で公開されているほか、報道機関への情報提供などに努め、周知を行ってきました。今回、市民意見募集を実施することで、市民の皆様のご意見を参考にさせていただきます。 |
| 115 | その他 | たとえば世論調査で多数の市民が「それでよい」となってから施行する等、市民の負託に応えようとするなら、市民に素案を提示し、十分なものかどうかを市民に判断してもらうべき。(1件) | 今回の市民意見募集が、ご指摘の趣旨のとおり、皆様のご意見を伺うために実施しているものです。いただいたご意見につきましては、条例の制定に向けた議論及び今後の運用に向けて生かしてまいります。 |
| 116 | その他 | 市民意見募集が行われたことを評価。(1件) | ご意見ありがとうございます。 |
| 117 | その他 | 市長及び議員の定義に日本国籍を有する者(帰化3世までの者は除外する)と明記すべき。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |
| 118 | その他 | 環境が一番大事であり、町並みについて、墓地を増やし、住宅を狭苦しく建て、緑を破壊することをやめて、電柱は地中化し、綺麗な横浜を子供や孫の世代に渡してあげることが私たちの役目であると思う。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |
| 119 | その他 | 横浜市を「よこはま独立県」とし、横浜を市ではなく県扱いとしてほしい。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |
| 120 | その他 | ゴミ屋敷等対策条例の施行(行政によるゴミの強制撤去の執行など)及び在日中国人による迷惑行為等の対策(上記のゴミ屋敷問題に連動、不法滞在はもとより、在留許可を得ている者でも、常識の範囲内で生活出来ない者は、何らかの制裁措置を科すなど)をすべき。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |
| 121 | その他 | 戸籍や住民登録の有無に関わらず、もっと在留外国人の声を反映させる方策を考えてほしい。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |
| 122 | その他 | 市長の給料を他の指定都市並みに引き下げることを勧告する。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |
| 123 | その他 | 条例制定の場合、市民意見を取り入れて条例化すべき。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |
| 124 | その他 | 年金生活者より生活保護者の収入の方が多いので、生活保護者の審査をしっかりとしてほしい。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |
| 125 | その他 | 政治にあまり興味はないが、政治家が先生と呼ばれるのに疑問を感じる。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |

| | | | |
|-----|-----|--|-------------------|
| 126 | その他 | 市防災基本計画について、各町内にある消火栓の活用を本気で考えてほしい。市民が扱える消火ホースの取付け器具がほしい。各町会に順次1ヶ所分だけまず配る（希望町内から）。夏の水撒きがてら消火訓練をすればよい。また、広域避難場所は燃え広がるのを防ぐ役割を重視し、人数対面積で機械的に考えないでほしい。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |
| 127 | その他 | 区民の立場で物事を行うことが出来ないで、区長は東京都のように公選にして今のような役人の区長をやめるべき。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |
| 128 | その他 | 「市長と市会が相互に独立、対立の立場で、公正な自治の運営を図る制度」について、神奈川県国民保護計画と関係している内容を回答してください。(1件) | 回答は控えさせていただきます。 |
| 129 | その他 | 国民保護法及び国民保護法施行令と日本国憲法第9条第1項で「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とあるが、在日米軍との連絡・非常通信体制は、どのようにするか。(1件) | 回答は控えさせていただきます。 |
| 130 | その他 | 地域自治、地域主権を高めるには、その地域に合った独自の条例を制定していくのが今後もっと必要とされると考える。自治体による公共サービス提供はますます民間委託に移行し、雇用状況は不安定で、自治体の臨時職員及び非常勤職員の問題も深刻であり、横浜市が他の自治体になく、市民の安定した生活を助け、弱者に優しく、未来を見据えた、質の高い地方自治体を目指しての改革を望んでいる。(1件) | ご意見として伺わせていただきます。 |

合計 202件

○いただいたご意見（202件）の反映状況

| |
|--|
| (1) 条文の修正に反映させたご意見… 6件 |
| (2) 条文の修正は行わず、運用での対応に反映させるご意見… 10件 |
| (3) 条文の修正は行わず、今後の参考にさせていただくご意見… 31件 |
| (4) 趣旨が素案の内容に含まれていると考えるご意見、又は、ご意見として伺うもの… 132件 |
| ※ 条文の内容にご賛同いただいたご意見… 23件 |